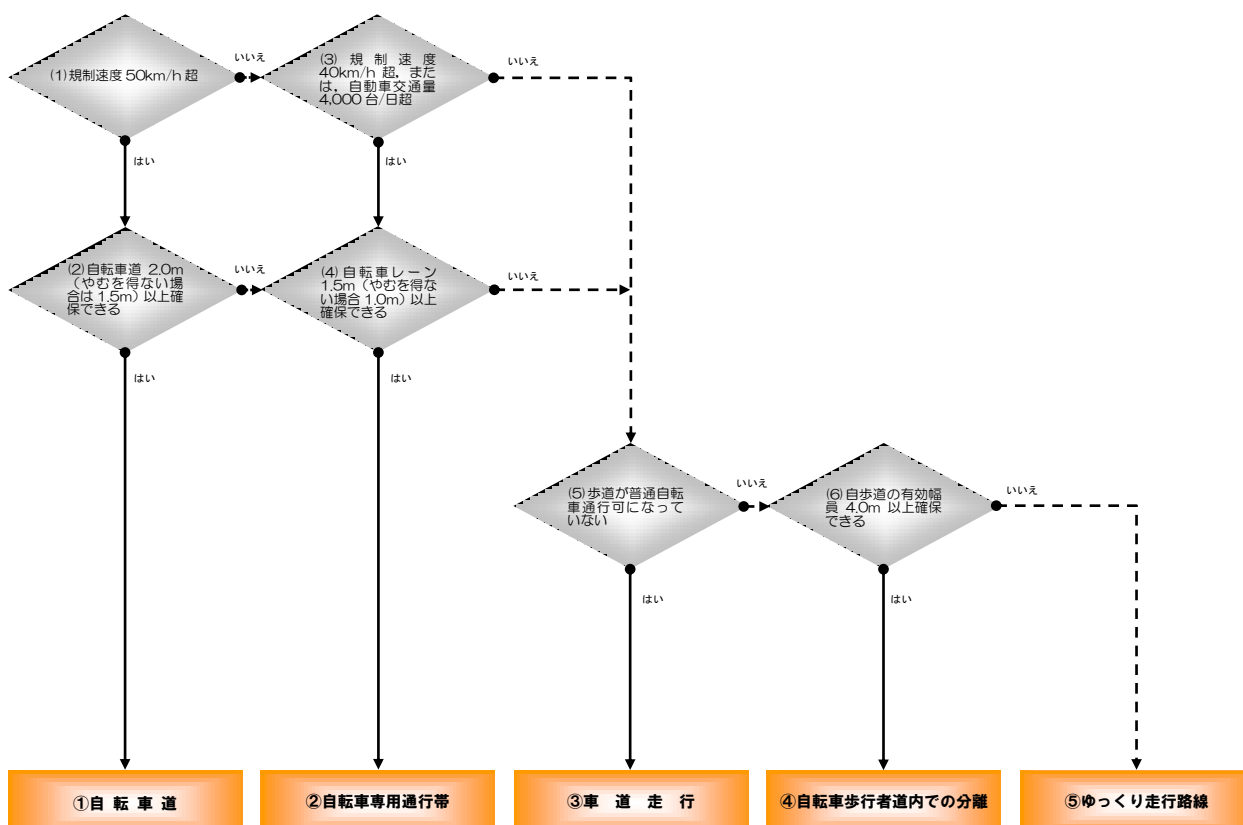


1. 自転車走行空間の整備手法検討フロー



※「やむを得ない場合」とは、整備路線のうち、部分的に必要幅員を確保できない場合をいう。

※アーケードとの交差部など、歩行者交通量が多く、歩行者との接触が懸念される区間については、路線の一部を降車区間とすることを検討する。

※道路管理者と交通管理者の協議、地域の特性や要望等を踏まえ整備手法を決定する（荷捌き車や路上駐車など）。